

大津市立藤尾小学校PTA選挙規程

第1条 事務局員の選出は次のとおりとし、その事務には事務局員があたる。

- 2 新5年生と新4年生の会員による投票で、新5年生会員より3名と新4年生会員より3名、計6名選出する。
- 3 新5年生と新4年生の会員による投票に先立ち、一定の期間(3日間)を設け、立候補を受け付けることとする。
 - ① 立候補者が定数を超えた場合、新5年生と新4年生の会員による投票を行い、各上位3名ずつを選出する。
 - ② 立候補者が定数どおりのときは、新5年生と新4年生の会員の信任投票により過半数の信任を得て選出される。過半数を得られなかった員数については、2項の手続きをとる。
 - ③ 立候補者が定数に満たないときは、新5年生と新4年生の会員の信任投票により過半数の信任を得て選出される。定数に満たない員数については、2項の手続きをとる。
- 4 過去に1期(1年間)以上事務局員を経験した会員、及び皇子山中中学校で1期(1年間)以上執行部役員*¹会長を経験した会員は、事前に事務局員への諾否を決めることができる。皇子山中中学校で1期(1年間)以上執行部役員*¹または各委員長*²を経験した会員は、事前に会長への諾否を決めることができる。
否を選択した場合は、指定した期間内に「辞退届」を提出する。「辞退届」が提出されない場合は候補者とみなし、再選出された場合、辞退は認めない。
- 5 選出された事務局員は、新2～新6年生のPTA会員の信任投票により過半数の信任を得なければならない。過半数に満たない場合は、2項の手続きをとる。
- 6 選挙は皇子山中中学校、藤尾小学校の順に行い、候補者が重複している場合は、先に決定した方を優先とする。

第2条 会長の選出は、事務局員6名(保護者)の中から、新2～6年生のPTA会員による投票で決める。

- 2 必要に応じて増員された事務局員は、会長候補の対象外とする。
- 3 新2～6年生のPTA会員による投票に先立ち、一定の期間(3日間)を設け、立候補を受け付けることとする。
 - ① 立候補者が1名を超えた場合、新2～6年生のPTA会員による投票を行い、上位1名を選出する。
 - ② 立候補者が1名のときは、新2～6年生のPTA会員の信任投票により過半数の信任を得て選出される。過半数を得られなかった場合は、1項の手続きをとる。

第3条 事務局は、選出結果を3月31日までに全会員に報告しなければならない。

第4条 事務局員の職務分担は、信任された後、事務局会議において決定し、総会の承認を得ることとする。

第5条 教職員が就任する事務局員は、教職員の互選による。

第6条 必要に応じて増員する事務局員は、第1条に準ずる。

第7条 学級PTA世話人の選出は、次のとおりとする。

- 2 各学級2名選出する。
- 3 世話人の再任は妨げない。ただし、欠員補充の場合は、その残任期間とする。
- 4 再選出された時は、諾否を選択できる。

第8条 地域連絡員は、各地域で互選する。

第9条 事務局員・学級PTAの世話人および会計監査は、そのいずれも兼任することができない。ただし、地域

連絡員はその限りではない。

附註 *¹ 皇子山中学校 執行部役員とは、

- ・会長
- ・副会長
- ・総務
- ・会計
- ・庶務

をさす。

*² 皇子山中学校 各委員長とは、

- ・文化体育委員長
- ・校内委員長
- ・広報委員長
- ・地域委員長

をさす。

この選挙規程は、

昭和52年 2月16日より実施する。

昭和56年 2月19日より改正実施する。

昭和58年 3月16日より改正実施する。

昭和60年 4月24日より改正実施する。

昭和63年 3月24日より改正実施する。

平成 2年 1月18日より改正実施する。

平成 3年 5月10日より改正実施する。

平成 4年12月18日より改正実施する。

平成 6年12月 9日より改正実施する。

平成13年 5月18日より改正実施する。

平成14年 1月 7日より改正実施する。

平成14年 5月21日より改正実施する。

平成16年11月22日より改正実施する。

平成18年 3月 6日より改正実施する。

平成27年 4月20日より改正実施する。

(第1条第4項改正)

平成30年 5月25日より改正実施する。

(第1条第6項改正)

令和 2年 6月25日より改正実施する。

(第7条第2項改正)

令和 3年 6月8日より改正実施する。

(第1条第2項・第3項改正)

令和 4年 6月7日より改正実施する。

(第1条第2項・第3項、第2条、第7条第2項、附註改正)